平成２７年（フ）第２６８号
川崎市高津区二子１丁目７番59号
破産者　土肥　直幸
1　決定年月日　平成27年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第１９６号
新潟市秋葉区中野１丁目10番10号
破産者　中村　二郎
1　決定年月日　平成27年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２４６号
新潟県五泉市郷屋川１丁目３番17号
破産者　土田　秀男
1　決定年月日　平成27年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３３３号
静岡市駿河区南安倍３丁目16番25―114号、旧住所静岡市清水区長崎403番地の３　下権谷一夫方
破産者　三浦　和彦
1　決定年月日　平成27年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１９１号
名古屋市中川区江松１丁目1911番地　アベニュー東並101号、従前の住所名古屋市中川区上脇町２丁目128番地　モリビル201号
破産者　吉村　一樹
1　決定年月日　平成27年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第８１４号
名古屋市中村区鈍池町３丁目125番地　サンコーポミロク106号
破産者　**徳**川　和美
1　決定年月日　平成27年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第８８１号
名古屋市中村区小鴨町114番地
破産者　安東　末男
1　決定年月日　平成27年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第８９１号
名古屋市南区桜本町90番地
破産者　**櫛**谷　泰史
1　決定年月日　平成27年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１２０号
兵庫県明石市魚住町西岡673番地　プリムーラ・Ｓ504号
破産者　花野　絵美（旧姓大朋）
1　決定年月日　平成27年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第１２８号
神戸市西区前開南町２丁目14番14―310号、前住所京都府舞鶴市字浜1219番地１―205号
破産者　温水　徳彦
1　決定年月日　平成27年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第９４号
兵庫県姫路市南畝町１番地
破産者　奥村　文俊
1　決定年月日　平成27年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第４８号
島根県出雲市白枝町682番地４
破産者　竹田　直彦
1　決定年月日　平成27年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所出雲支部

平成２６年（フ）第５７号
愛媛県宇和島市和霊東町１丁目２番４―103号　市営住宅
破産者　三浦　惠子
1　決定年月日　平成27年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所宇和島支部

平成２７年（フ）第２６４号
熊本市中央区南坪井町７番７―905号　Ｇ．Ｓハイム筑紫、前住所熊本県阿蘇郡高森町大字高森3096番地１
破産者　髙久保宏治
1　決定年月日　平成27年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１２号
熊本県山鹿市菊鹿町松尾1361番地
破産者　松本　欣也
1　決定年月日　平成27年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２７年（フ）第２２０号
鹿児島県鹿児島市天保山町20番16号（今村マンション403号）
破産者　水流添　誠
1　決定年月日　平成27年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第７４号
北海道室蘭市大沢町２丁目29番18号
破産者　古林　伸之
1　決定年月日　平成27年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２７年（フ）第３６号
北海道北見市美芳町４丁目２番４号　東海ハイツ７号
破産者　井上　孝子
1　決定年月日　平成27年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２７年（フ）第１４５号
岩手県岩手郡岩手町大字江刈内第10地割26番地４　町有上愛宕下住宅１―105号
破産者　神谷留美子
1　決定年月日　平成27年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部